

2026/27WEリーグクラシエカップ[®]試合実施要項

2026/27WEリーグクラシエカップ試合実施要項（以下、「リーグカップ戦実施要項」という）は、WEリーグ規約（以下「規約」という）第29条第1項に定める公式試合として、2026/27WEリーグクラシエカップ（以下「本大会」という）の実施に関して定めるものであり、本大会の試合（以下、「試合」という）運営はリーグカップ戦実施要項によるものとする。なお、リーグカップ戦実施要項に定めのない事項については「2026/27WEリーグ試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

第1条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、リーグステージおよびノックアウトステージの2ステージで構成される。
- (2) リーグステージは、次の各号のとおりとする。
 - ① 参加する全12チームが1つのリーグに入り、異なる8クラブとホーム4試合、アウェイ4試合の計8試合対戦する。
 - ② 組み合わせは、2025/26 SOMP0 WE リーグ の年間順位の上位から順番に3クラブずつ、ポット1からポット4に振り分け、各ポット2クラブずつと対戦する。
 - ③ リーグステージの1位から6位の6チームが、ノックアウトステージに進出する。
- (3) ノックアウトステージは、次の各号のとおりとする。
 - ① 準々決勝、準決勝および決勝で構成され、いずれも1試合制のノックアウト方式により行う。
 - ② 組み合わせは、リーグステージの順位に基づき、以下のとおりとする。
 - イ. 準々決勝
準々決勝①：リーグステージ4位 対 リーグステージ5位
準々決勝②：リーグステージ3位 対 リーグステージ6位
 - ロ. 準決勝
準決勝①：リーグステージ1位 対 準々決勝①の勝者
準決勝②：リーグステージ2位 対 準々決勝②の勝者
 - ハ. 決勝
決勝：準決勝①の勝者 対 準決勝②の勝者
 - ③ ホームクラブは、以下のとおりとする。
 - イ. 準々決勝および準決勝は対戦表記が左側のチームとする。ただし、当該クラブがやむを得ない事情によりスタジアムを確保できない場合、他方のクラブがホームクラブとする。
 - ロ. 決勝のスタジアムはWEリーグが決定する。なお、対戦表記が左側のチームをホームクラブ扱いとする。
- (4) 本条において想定されていない事態が発生した場合の措置は、理事会で審議決定する。

第2条〔試合の主催等〕

- (1) 本大会のすべての試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびWEリーグが主催し、WEリーグが主管する。
- (2) WEリーグは、本大会のリーグステージおよびノックアウトステージ準々決勝および準決勝の主管権をホームクラブに譲渡する。

第3条〔追加登録期限と出場制限〕

- (1) 選手を試合へ出場させるための追加登録期限は、2027年3月26日とし、同日までに協会への選手登録およびWEリーグ登録を完了した選手でなければ試合に出場することはできない。
- (2) チームは、リーグステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、リーグステージに出場させてはならない。また、チームはノックアウトステージにおいて、既に他のチームで出場した選手を、ノックアウトステージに出場させてはならない。

第4条〔エントリー〕

- (1) リーグステージにおける1チームあたりのエントリー上限人数は、選手は18人、チームスタッフは7人とする。
- (2) ノックアウトステージにおける1チームあたりのエントリー上限人数は、選手は20人、チームスタッフは7人とする。

第5条〔リーグステージにおける試合の勝敗の決定〕

- (1) 90分間（前後半各45分）の試合を行い勝敗が決定しない場合、PK戦（各チーム5人ずつ。勝敗が決定しない場合は、6人目以降は1人ずつで勝敗が決定するまで）を行い、勝敗を決定する。
- (2) リーグステージが終了した時点で、勝点の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。
- (3) 勝点は、以下のとおり付与される。
 - ① 90分間の試合で勝利したチーム：勝点3
 - ② PK戦で勝利したチーム：勝点2
 - ③ PK戦で敗北したチーム：勝点1
 - ④ 90分間の試合で敗北したチーム：勝点0
- (4) 勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。
 - ① 全試合の得失点差
 - ② 全試合の得点数
 - ③ 全試合の90分間の試合での勝利数
 - ④ 全試合のPK戦での勝利数
 - ⑤ 順位決定に関わるチームが2チームのみで、双方のチームがフィールド上にいる場合はPK戦
 - ⑥ リーグステージの全試合の反則ポイントの少ない順
 - ⑦ 抽選
- (5) 第1項第7号の抽選は、順位の優劣を確定させる必要があると理事会が判断したときに限り実施される。

(6) 本条第1項のPK戦は、次の各号のとおりとする。

- ① PK戦に参加できる者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーは、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了時に選手交代が6人に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- ② PK戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

第6条〔ノックアウトステージにおける試合の勝敗の決定〕

- (1) 90分間（前後半各45分）の試合を行い勝敗が決しない場合、30分間（前後半各15分）の延長戦を行う。延長戦で勝敗が決しない場合、PK戦（各チーム5人ずつ。勝敗が決しない場合は、6人目以降は1人ずつで勝敗が決定するまで）を行い、勝敗を決定する。
- (2) 本条第1項の延長戦は、次の各号のとおりとする。

- ① 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、延長戦を実施する場合、リーグ戦実施要項第33条第1項第1号および第2号の定めにかかわらず、90分間の試合の交代人数および交代回数と合わせて、最大6人かつ4回（ハーフタイム、後半終了と延長戦の間および延長戦のハーフタイムを除く）の選手交代を行うことができる（なお、リーグ戦実施要項第33条第2項に定める脳振盪による交代および追加の交代の交代回数および交代人数に変更はないものとする）。
- ② 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く。
- ③ 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く。

- (3) 本条第1項のPK戦は、次の各号のとおりとする

- ① PK戦に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーは、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了時まで選手交代が6人に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- ② PK戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

第7条〔順位の設定および表彰〕

- (1) WEリーグは、決勝で勝利したチームを優勝、敗北したチームを2位として、別途理事会が定めるWEリーグ表彰規程（以下「表彰規程」という）により表彰する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、決勝が規約第53条に定めるみなし開催となった場合、その状況に応じて次の各号のとおり取り扱うものとする。
 - ① 規約第53条第1号に該当する場合（不可抗力を原因とする場合）
双方のチームを優勝とする。賞金は表彰規程第7条第1項および第2項に定める賞金の合計を折半し、それぞれ7,500,000円（消費税抜）とする。
 - ② 規約第53条第2号に該当する場合（一方のチームの責に帰すべき事由がある場合）
責に帰すべき事由のないチームを優勝、責に帰すべき事由のあるチームを2位とする。
 - ③ 規約第53条第3号に該当する場合（双方のチームの責めに帰すべき事由がある場合）
双方のチームを2位とする。賞金は表彰規程第7条第2項の定めに従い、それぞれ5,000,000円（消費税抜）とする。

第8条〔広告看板等の設置〕

ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、WEリーグが指定する位置にWEリーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。

第9条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は次の各号のとおりとする。
 - ① 主審
手当等：30,000円（消費税抜）
交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による
 - ② 副審
手当等：18,000円（消費税抜）
交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による
 - ③ 第4の審判員
手当等：10,000円（消費税抜）
交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による
- (2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次の各号のとおりとする。
 - ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当等は支払わない。
 - ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする。
 - イ. 試合途中から手当等の額の少ない職務についた場合
それまでの職務に対して前項に定めた手当等を支払う。
 - ロ. 試合途中から手当等の額の多い職務についた場合

新たな職務に対して前項に定めた手当を支払う。

- ハ. 試合途中から職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合
規約第 52 条第 2 項第 2 号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に関わる職務に対して以下の手当を支払う。

主審

手当：18,000 円（消費税抜）

副審

手当：10,800 円（消費税抜）

第 4 の審判員

手当：6,000 円（消費税抜）

- ③ 前号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り W E リーグの「旅費規程」に基づいて支払う。
- (3) マッチコミッショナーの手当等は、以下のとおりとする。
- 手当：20,000 円（消費税抜）
交通費・宿泊費：W E リーグの「旅費規程」による
- (4) 試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当等は以下のとおりとする。
- ① マッチコミッショナーがスタジアムに到着する前に中止が決定した場合
手当：なし
交通費・宿泊費：W E リーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）
- ② マッチコミッショナーがスタジアムに到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
手当：13,000 円（消費税抜）
交通費・宿泊費：W E リーグの「旅費規程」による
- ③ 試合途中で中止が決定した場合
手当：20,000 円（消費税抜）
交通費・宿泊費：W E リーグの「旅費規程」による

第 10 条〔アクレディテーションカード（A D 証）〕

- (1) リーグステージおよびノックアウトステージの準々決勝および準決勝は、リーグ戦実施要項第 21 条に定めるアクレディテーションカード（以下、「A D 証」という）およびホームクラブが発行する A D 証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) ノックアウトステージの決勝は、リーグ戦実施要項第 21 条に定める A D 証および W E リーグが別途発行する A D 証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

第 11 条〔遠征経費〕

本大会に出場する際のチームの遠征に要する交通費および宿泊費は以下のとおりとする。

- (1) リーグステージおよびノックアウトステージの準々決勝および準決勝は、出場す

る WE クラブがそれぞれ負担する。

- (2) ノックアウトステージの決勝は、WEリーグの「旅費規程」に基づき、WEリーグが負担する。なお、旅費規程第2条第1項第1号に定める人員数は、本試合に限り29人（役員およびチームスタッフ9人、選手20人）を上限とする。

第12条〔改正〕

リーグカップ戦実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

別表 WE リーグ_広告看板基本設置図

